

第16回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成27年3月6日(金) 午前11時47分～午後12時6分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第1会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 神宮司正人 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀
野澤今朝幸

オブザーバー 大久保俊雄議長

議会事務局 三沢久 西海好治

傍聴人 報道関係者1人

議事

- ①「工事入札調査特別委員会調査報告書」について
- ②その他

○互礼の後、事務局長の進行により会議に入る。

○三沢議会事務局長

それでは、準備会に引き続きまして工事入札調査特別委員会を開催させていただきます。
開会の言葉を上野副委員長、お願いいたします。

○上野副委員長

長時間ですが、身のある準備会ができたと思ってます。
ただいまより第16回工事入札調査特別委員会を開会いたします。
よろしくお願いいたします。

○三沢事務局長

ありがとうございました。
傍聴の申請等がございますが、写真等の撮影につきましてはいかがいたしましょうか。

○野澤委員長

写真はお断りということでお願いいたします。

○三沢事務局長

写真についてはご遠慮願います。
それでは野澤委員長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○野澤委員長

ご苦労様です。一昨年11月25日から始まりましたこの調査特別委員も、これから私のほうで報告書の原案をお示ししますので、それを承認を得られるという形になりましたら今回でこの調査特別委員会は終了ということになります。ただ、最終的には議会での、形はどうかあれ承諾を得ないことには閉じられませんが、一応この会としては今回を持って終了の予定ですのでよろしくお願いいたします。

本当に長い間皆さんにはご苦労をおかけしましたし、とりわけ1～2の委員には私の能力がちょっと至らないところを補っていただきまして報告書ができました。本当にありがとうございました。

それではこれから議事に入って行きたいと思います。

○三沢事務局長

それでは議事のほうへ入っていくわけですが、進行につきましては野澤委員長によりしくお願いいたします。

○野澤委員長

議事はそこに挙げたように「工事入札調査特別委員会調査報告書」についてということで、この前の準備会でもう十分に皆さんにチェックをしていただいたり協議をしていただいたので、これを全部朗読というのも同じことを繰り返すこととなりますので、調査結果を中心に調査結果のうちの、表紙を1枚めくってもらって1ページに目次がありますけれど、大きなローマ数字のⅢ調査結果のうちの調査結果の概要と3番目の不正等の有無に関する調査結果と4番目の調査項目に関わる問題点、さらにローマ数字の4番目の調査事項に対する改善策、ここを朗読する形で皆さんの確認を得る形で承認を得ていきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように進めさせていただきます。

まず7ページの調査結果の概要です。

調査項目とした、①公告取り止め・入札不調・再公告等の工事入札 ②高落札率の工事入札 ③最低制限価格での工事入札 のいずれにおいても、不正行為あるいは重大な不適正行為と認められる事務は確認できなかった。しかしながら、調査項目に係わる事案には、入札参加資格審査委員会のあり方の問題をはじめとして無視できない重大な問題点があった。入札における不透明さを払拭し、不適切あるいは不適切と思われるような事務の処理や対応を無くし、疑義を生じさせるような事案の再発を防止するためには、今後、十分な改善策を講じる必要がある。

次項以降で、実施された調査の内容、不正行為等の有無、問題点を示し、改善策を提示する。ということで、10ページの今のところと重なりますけれど、不正等の有無に関する調査結果ということで3になります。

本調査で市の事務に関して不正行為または重大な不適切行為と認められる事務は確認されなかった。御坂浄水場及び配水場の建設に係わる工事入札の度重なる公告取り止め・公告変更は異常であった。その主な原因は、①市長就任、副市長就任直後という事情、国庫補助を受けるうえで期限が限られていたという事情もあるが、事前に公告の内容を十分に把握していなかったこと、②市長の工事入札に対する基本的姿勢(法令・規則遵守、競争性の確保、地元企業の育成・地域経済の振興)が、職員に十分共有されていなかったこと、③入札に関する各種委員会で十分な検討が行われず形骸化していたこと、である。高落札率の工事入札の頻発については、労務単価等の高騰の下で一概に談合等不正入札を疑うことができない状況であった。最低制限価格での工事入札については、何らかの方法で最低制限価格をつかみ、それに合わせて個々の見積りは調整しているのではないかの疑問を禁じ得ない。市の事務において情報漏えいなどの不正は確認されなかったため、市の事務の調査を目的とする本調査委員会は業者に対する実地的な調査を行うことはできなかった。なお、現在の規定とチェック体制では予定価格と最低制限価格の範囲であれば、疑問があっても何らチェックできないことが明らかになった。

4、調査項目に関わる問題点

(1) 公告取り止め・入札不調・再公告等について。①多くの工事入札において、計画・起案から入札までの事務、及び工事の着工から完成までに要する時間が、十分確保されていない、

あるいは時間配分の調整が十分なされていなかった。②そのため、「入札参加資格審査委員会」において時間を節約するために、持ち回りで行う方法（稟議）が従来から行われており、その場合には、委員の協議による実質的な審査は行いできなかった。③通常の「入札参加資格審査委員会」が開催されていた場合でも、その後、公告取り止めや公告内容の変更が行われたケースもあり、実質的な協議・審査が行われていたかは、疑問の生じる余地があった。④「御坂浄水場築造工事（土木）」の入札不調時の対応では、協議の有無について証言の食い違いがあり、通常とは異なる対応についての明確なルールもなかった。⑤「御坂浄水場土木・建築工事」の入札では、前市議会議員の助言によって公告3日後に取り止めているが、前市議会議員の証言による入札公告情報の入手経路には事実と異なる点があり、また工事入札に対する市長の基本的姿勢（競争性の確保・地元企業の育成・地域経済の振興）が、職員に十分共有されていなかった。⑥「御坂浄水場機械・電気設備工事」の入札では、公告後に市長の指示によりOEM協定を削除する公告変更を行った後、3月14日から15日の間に市長の自宅に届けられた「市長への匿名文書」によって公告を取り止めた。⑦「市長への匿名文書」については、「御坂浄水場機械・電気設備工事」の入札公告の取り止めの契機となったことは証人が一様に認めるところであり、このような重要な文書を、保存等についての検討もないまま破棄してしまった。⑧「御坂配水場本体工事」の入札では、公告2日後に取り止めたが、その理由は、地域要件を「笛吹市に本社、本店があること」から「県内に本社、本店、又は営業所等があること」に拡大し、発注形態をJVに変更するというもので、競争性の確保や地域経済の振興といった市長の基本姿勢とは異なる結果となった。⑨事後審査型一般競争入札でありながら、事後審査が十分なされていなかった。

（2）高落札率の工事入札について。Ⅲ－2－（2）で述べた理由により、具体的な調査は実施していないため、問題点の指摘は省く。

（3）最低制限価格での工事入札について。①設計価格の見積りと業者の見積りの間に、納入する製品や部材によっては2～3倍程度の開きのあるケースがあり、設定価格の設定に市場取引の実態と乖離する部分がみられた。②重要な部材について、設計価格の数%という業者見積額がいくつかあり、まともな見積りに基づいた入札か疑わしい。③労務費に関して、設計価格に対して業者の見積りは約4分の1というケースもあり、その差額は実に2000万円以上にもなり、このような見積りで果たして同一の作業ができるのか疑問である。④このような実態をみると、何らかの方法で最低制限価格をつかみ、それに合わせて個々の見積りを調整しているのではないかとこの疑問を禁じ得ない。

最後に今のを受けて14ページ、4. 調査事項に対する改善策。前章で指摘した「調査項目に関わる問題点」をふまえ、今後の工事入札が、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「不正行為の排除」そして「適正な工事施工の確保」をより一層高いレベルで実現できるように、以下のとおり改善策を提案する。

（1）入札参加資格審査委員会に関すること。①「入札参加資格審査委員会」を開催するための時間を確実に確保すること。②「入札参加資格審査委員会」を持ち回りで行うこと（稟議）は、原則禁止すること。③「入札参加資格審査委員会」の開催前に、当該工事入札に関する情報を十分入手することによって、遺漏のない審査をすること。④「入札参加資格審査委員会」では、審査内容や協議事項、また委員の意見等について記録を取り、会議録を作成して保管すること。

(2) 新たなルールづくりに関すること。①公告の取り止め・再公告・入札不調への事務的対応については、その手続きをルール化して、関係者の間で齟齬がないようにするとともに、事務の迅速化に努めること。②工事の性格や規模によって工事入札を分類し、市長の入札に対する基本的姿勢をふまえ、それぞれについて「入札参加資格基準」を明確に設定し、審査委員の予めの合意了解事項とすること。③工事入札に対する外部からの働きかけ・入札妨害・談合情報については、口頭文面を問わず、いつでも説明責任を果たせるようにできるだけ綿密な記録を取り残すこと。また、文書等は基本的に保存するものとし、告発等に類する文書等はすべて保存すること。

(3) 組織の設置に関すること。①入札事務に関しては、定期的に内部で検証・評価を行って改善を図ること。また、内部改善には一定の限界があるので、第三者機関として「入札適正化委員会」等の設置を図ること。②入札を取り止めにしなければならないような重大な情報に関しては、「公正入札委員会」等を活用し、適切迅速に対応すること。③高落札率での落札及び最低制限価格での落札における、不正な行為を防止するために、「入札監視委員会（仮称）」を設置するなどして、対応を講じること。

(4) その他に関すること。①事後審査型一般競争入札においては、事後審査を的確に実施すること。②高落札率での落札及び最低制限価格での落札にまつわる不正行為を、入札方法で防止するには、今後は「総合評価型入札方式」の活用も再度検討し、単に価格だけでない評価要素を評価基準として加えていくなどの対応を行うこと。③以上の改善策を実際に進めて行くためには、それ相当の事務量が増えることが考えられるが、そのために必要な担当職員の増員等の措置を図ることも検討するべきである。

以上です。

また、読むと誤字脱字、文意を変えない程度の変更はあるかもしれませんが、それは認めていただくと、その程度の変更は認めていただくということでこのような調査報告書でよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、異議がないということで、この報告書を本日を持って私と副委員長で議長に提出するという形を取りますのでよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございました。

その他でありますか。

(なし)

では、議事は終わりました、全体のその他で何かありましたら。

どうぞ。

○大久保議長

本当に長い時間労力をかけていただきまして、調査特別委員会、野澤委員長他委員の皆様には厚く御礼申し上げます。不法行為がなかったとはいえ疑義の生ずる箇所がたくさんあったということで、この決定、報告また申し送りと申しますか重く受け止めさせていただきます。また、これからも市のほうへも改めなければならないチェック体制、組織づくり、また、色々な問題提起をされました。またしっかり議会総意として執行部側に投げ入れていく所存ですので今後ともご助言賜りますようよろしくお願いいたします。大変ご苦勞様でございました。

○野澤委員長

他にその他は。よろしいですか。

事務局で何か。よろしいですか。

では、以上を持ちまして第 16 回の工事入札調査特別委員会を閉会といたします。これで一応のきりがついたということで、後は議会の終了を待つだけとなりますので本当にご苦勞様でした。

○三沢議会事務局長

最後にあいさつを交わして終わりたいと思います。

相互に礼。お疲れ様でした。